

嶋田病院訪問リハビリ 料金表

令和6年6月現在

(1) 介護報酬利用分

※1) 福井市は地域区分が「7級地」であるため、下記表の単位数に10.17円を乗じた金額のうち、介護保険負担割合(1割～3割)にもとづいた額が自己負担となります。

※2) 1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

【訪問リハビリテーション】

<基本サービス> 訪問リハビリテーション費(1回利用につき)

	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分につき	308単位	3,132円	314円	627円	940円
事業所の医師が診療を行わなかった場合	▲50単位	▲508円	▲51円	▲102円	▲153円

<加算・減算サービス> 下記加算・減算については、各条件を満たす場合に算定します。

※ ○ 区分支給限度基準額の算定対象、● 区分支給基準限度額の算定対象外

加算名	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
● 中山間地域等提供加算/回	基本サービス費の5%に相当する単位数				
○ リハビリテーションマネジメント加算 (イ)/月	180単位	1,830円	183円	366円	549円
(ロ)/月	213単位	2,166円	217円	434円	650円
※医師によるリハビリテーション計画書の説明を実施する体制を設けている場合には、270単位を加える。	単位	円	円	円	円
	単位	円	円	円	円
○ 短期集中リハビリテーション実施加算/日	200単位	2,034円	204円	407円	611円
○ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算/日	240単位	2,440円	244円	488円	732円
○ 退院時共同指導加算/回	600単位	6,102円	611円	1,221円	1,831円
○ 口腔連携強化加算/回	50単位	508円	51円	102円	153円
○ 移行支援加算/日	17単位	172円	18円	35円	52円
● サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/回	6単位	61円	7円	13円	19円

【介護予防訪問リハビリテーション】

<基本サービス> 介護予防訪問リハビリテーション費(1回利用につき)

	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分につき	298単位	3,030円	303円	606円	909円
事業所の医師が診療を行わなかった場合	▲50単位	▲508円	▲51円	▲102円	▲153円
利用月から12月超過の場合	▲30単位	▲305円	▲31円	▲62円	▲93円

<加算・減算サービス> 下記加算・減算については、各条件を満たす場合に算定します。

※ ○ 区分支給限度基準額の算定対象、● 区分支給基準限度額の算定対象外

加算名	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
● 中山間地域等提供加算/回	基本サービス費の5%に相当する単位数				
○ 短期集中個別リハビリテーション実施加算/日	200単位	2,034円	204円	407円	611円
○ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算/日	240単位	2,440円	244円	488円	732円
○ 退院時共同指導加算/回	600単位	6,102円	611円	1,221円	1,831円
○ 口腔連携強化加算/回	50単位	508円	51円	102円	153円
● サービス提供体制強化加算Ⅰ/回	6単位	61円	7円	13円	19円